

今後の進め方について

令和 8 年10月

消費者庁食品表示課

- 今後の食品表示が目指していく方向性について、中長期的な羅針盤となるような食品表示制度の大枠の議論を行い、以下のとおり方向性がとりまとめられた。

(1) 諸外国との表示制度の整合性について

大きな方向性としては、我が国の状況や諸外国の「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」への対応状況を踏まえつつ、合わせられるところについては、合わせていく。

(2) 個別品目ごとの表示ルールについて

- ・ 横断的な基準に合わせる方向で見直すことを基本としつつ、食品ごとの個別の事情や制定の経緯、消費者の要望等を踏まえながら検討。
- ・ 表示基準がその時々的情勢に照らして妥当なものであるかどうかを定期的に確認することについて検討。

(3) 食品表示へのデジタルツールの活用について

- ・ 容器包装への表示に代えて代替的な手段によって情報提供を充実させることとした場合の議論を進めていく必要。
- ・ 新たに管理すべき情報や、その情報の管理方法や提供手段についても議論を進める必要。
- ・ 情報の管理方法や情報を伝達する媒体、デジタルを活用した制度をどのように運用していくのか等技術的な課題についても議論。

(4) 改正内容の施行時期について

各改正事項の施行時期や経過措置期間の終了時期を極力合わせるなど、実施時期の予見可能性を高めるための方策も含めて議論。

(5) 食品表示制度の消費者への周知について

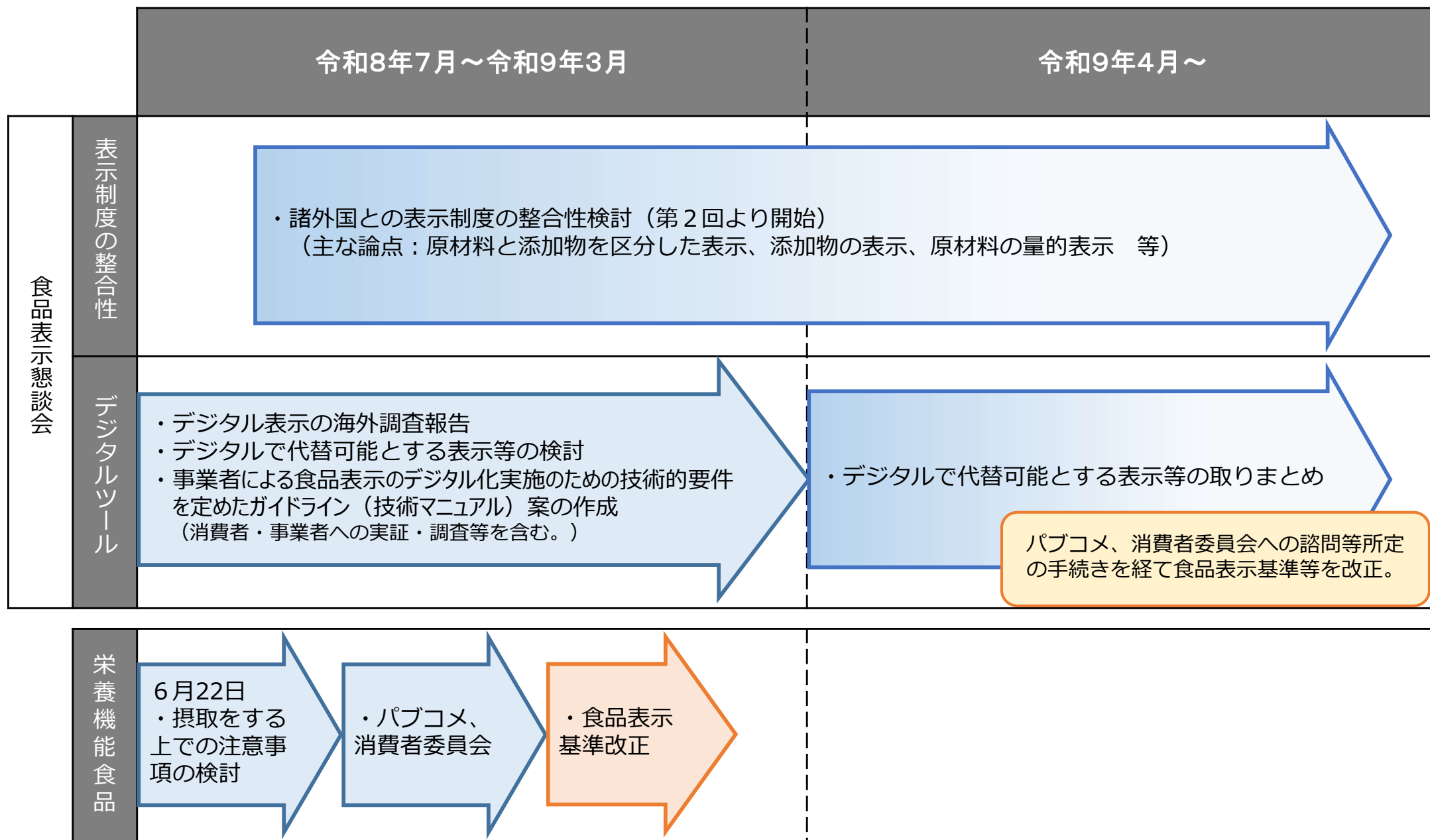
食品表示を正しく活用していただけるよう、制度の周知普及を実施。

(6) 各検討事項の議論の進め方について

各検討事項については、各分野の専門家からなる議論の場（令和6年度からはデジタル活用と個別品目の表示ルールの2分科会）を設け検討。

令和8年度食品表示懇談会の進め方（案）

第1回令和8年度食品表示懇談会
資料2から抜粋



- 容器包装上の表示事項がデジタル上にも表示されることにより、消費者にとって見やすくなる等のメリットを得ることができると考えられるため、**基本的に全ての義務表示事項がデジタル上は一覧性のある情報として視認できる仕組みとする方針とする。**
- このため、**デジタルで代替可能とすることができる表示事項（翻ると、容器包装にも必ず表示する必要がある事項）等について食品表示懇談会で議論することとし、これと並行して、消費者庁において、事業者による食品表示のデジタル化実施のための技術的要件を定めたガイドライン（技術マニュアル）案を作成する。**

デジタルで代替可能とすることができる表示事項等に係る議論 （食品表示懇談会）

技術マニュアル案作成 （消費者庁事業）

令和8年度内予定

➤ 令和8年7月15日 食品表示懇談会（第1回）

内容

- 食品表示のデジタルツール活用に係る全体スケジュール
- 技術マニュアル案作成のスケジュール・調査方法等
- 食品表示へのデジタルツール活用に関する韓国・中国の食品表示制度調査結果の報告

➤ 令和8年10月2日 食品表示懇談会（第2回）

内容案

- 消費者庁から、現行の食品表示制度について説明及び議論
 - ・生鮮食品、加工食品、業務用生鮮食品、業務用加工食品の表示ルール
 - ・安全性に関する表示事項を定めた6条8項府令※
 - ・場合により簡略、省略又は不要としている表示事項
 - ・食品表示基準別記様式1の備考12に定める「消費者の選択に資する適切な表示事項」等

※6条8項府令：食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別
その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）

➤ 令和8年度内 食品表示懇談会（第3回～第○回）

内容案

- 消費者庁からの説明を踏まえたデジタル表示代替に係る議論
 - ・容器包装に残す表示事項の検討
 - ・デジタル表示した場合、義務と同様でよいものの検討（簡略、省略等しているものの取扱い）
 - ・対象（生鮮、加工、業務用）の検討

令和8年7月～令和9年3月

消費者庁事業において、食品関連事業者がデジタルツールを用いて食品表示を行うための技術マニュアル案を作成する。作成に係る主な実施内容は以下のとおり。

- ・技術マニュアル案の考案
- ・事業者に対する実態・意向調査
- ・消費者に対するデジタル表示の見やすさ等に係る実証調査

次頁に続く

デジタルで代替可能とすることができる表示事項等に係る議論 (食品表示懇談会)

技術マニュアル案作成 (消費者庁事業)

令和9年度内予定

➤ 食品表示懇談会（複数回）

内容案

- 消費者庁において作成した技術マニュアル案の報告
- 消費者庁からの説明を踏まえたデジタル表示代替に係る議論（前年度の続き）

- 食品表示懇談会で方向性が固まり次第、必要に応じて、消費者庁において方向性の内容を消費者及び事業者に対してヒアリング等を実施
- 上記の結果を踏まえ、デジタルツールによる表示の代替に係る食品表示懇談会における議論の取りまとめ案を検討

取りまとめ（案）の
提示後準備整い次第

- 取りまとめ案についてパブリックコメント（1か月）
- 取りまとめ案を基に作成されたデジタル表示について消費者に対する実証調査

➤ 食品表示懇談会

内容案

- 食品表示懇談会における議論の取りまとめ

➤ 技術マニュアルの公表

懇談会における
議論の取りまとめ後
準備整い次第

- 食品表示基準改正に係る手続（パブリックコメント、消費者委員会（食品表示部会）での議論等）後、食品表示基準改正
- 関係する通知、Q&A等についても食品表示基準改正と同日付で改正